

## 第5回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月23日(金) 午後14時00分～午後14時25分
- 2 開催場所 大月市民会館3階控室
- 3 出席委員  
1番 西村 恒男      2番 矢頭 恵造      3番 藤本 賢治      4番 原 泉  
5番 山田 政文      6番 平山 正幸      7番 斧田 孝久      8番 欠 席  
9番 欠 席      10番 欠 席      11番 欠 席      12番 小俣 英二  
13番 三枝 正幹      14番 庄司 有紀  
欠席者 8番 小俣 好三委員 9番 小宮 広督 10番 久嶋 昇  
11番 安藤 睦美委員
- 4 議事日程  
日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 議案第13号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め  
る件  
議案第14号 農地法4条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め  
る件  
議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)に対し意見を求める件  
日程第3 報告第4号 転用確認証明交付に関する報告  
日程第4 その他
- 5 農業委員会事務局職員  
事務局長 岩村 知哉      主幹 岸野 力也      会計年度職員 岡部 啓三
- 6 会議の概要  
事務局      定刻ですので、始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起  
立ください。相互に礼。ご着席ください。  
それでは只今より、令和7年第5回農業委員会総会を開催いたします。  
会長あいさつ、西村会長よろしくお願ひします。  
会 長      お集まり頂きまして、ありがとうございます。  
3日前的話なのですが、山梨県で電気柵をして頂いて、その中にジャ

ガイモを3ヶ所植えておきました。

1ヶ所は電気柵の中に、また電気柵をしてジャガイモを植えておきました。

それで3日前に猿の集団が来て、その三つの畑を全部引き抜いて行きました。

綺麗になったので、ハウレンソウでもあと植えようかと思っているのですけども。

だから、電気柵の中にまた電気柵が有るのに入らなくて、ここをだから痺れながら入って行ったと思うのですね、中にしたのはボクシングのリングみたいにポールを立てて下から狭い順にだんだんとしていったのですが、多分猿も飛び越せないくらいの高さにして有るのですけど、見事に入りました。

だからもう電気柵も効果がないのかなと思います。

そこまでもう猿が慣れちゃったみたいですね、去年迄は別に大丈夫だったのですけども、その丁度6日前ですね、夕方だったので猫を呼んだら、猫の後に子猿が一緒に付いて来たのですよ。

それで、その子猿がそば迄来てもぐもぐ何か言っているのですね、猿がこっちに向かって、恐れる気配も全くなくて、だから多分猿の仲間がいたのかなと思ったのでしょうかねきっと猿もね、顔が猿のような顔をしているので、もう一人もと保育園の近くなのですけど、やっぱりその前に猿に引き抜かれたと聞きました。

それから、遥か前にはジャガイモの種芋を撒いてイノシシに掘られたというのが有りましたね、イノシシが来てあっという間に掘って行くのですよね、それでその人が掘られてまた種芋を買ってきて、三回やってまた掘られたから諦めたという、そういうのが有りましたね。

だから、動物の獣害と言うのは本当に大変ですね、だからどうして良いのか途方に暮れて、猿が喰わないのはゴーヤだけ、ゴーヤは今のところ出てないですね。

だからそんな事で、電気柵も万全ではなくなっていました。

電気柵もちゃんと電気は通電していて、ちゃんと痺れるようになって

いるのですけどね、たまにはショウトをおこして、赤いランプが着いて使えない時もありますが、そうではなく後から調べたらそうになっていました。

自分で触れば痺れるから、その実験だけはしていませんけど、結構夏の暑い日は汗を掻いている時に触ると結構効きますね、あれはね。

だから猿もそんなにもうビックリしないのかもしれないですね。

あとは花火を買って、高い花火を 5000 円位するらしいのですが、それをバンバン打ってと言う人もいましたけれども、それもただ花火を打った時だけ一寸逃げてまた戻ってきます。

そんな事で、あんまり良い話ではありませんけど、今日も案件が何件かありますので、どうぞよろしくをお願いします。

事務局 続きまして、開会宣告、会長をお願いします。

会長 本日は、9 番小宮広督委員・10 番久嶋昇委員・11 番安藤睦美委員が欠席ですが、まだ小俣好三委員が見えていませんけど、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。

なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

#### 日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

5 番、山田政文委員、12 番、小俣英二委員を指名致します。

#### 日程第 2 議案第 13 号

議長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

事務局 申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

議案第 13 号、農地法第 3 条の申請番号 1 について説明します。

議案書の 1 ページ、2 ページの地図と 3 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇を〇〇に向かって〇〇〇〇〇〇〇〇程の〇〇沿い右側になります。

譲渡人は、相続により本件土地を取得しましたが、現在は県外に住んでおり管理が難しい事から、譲受人へ中古住宅と隣接している申請地を売買するものです。

譲受人は、中古住宅を拠点とし露地野菜の栽培を計画しております。

以上ですけど、ご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の平山正幸委員をお願いします。

平山委員 特に付け加えることは無いのですが、場所は〇〇〇〇〇沿いの〇〇〇〇と言う〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、今は廃業して無くなっていますが、そこの向かい側になります。

丁度、家の裏の一寸傾斜地になるのですが、昔、〇〇〇〇〇〇の〇〇が有ったのですが、丁度法面の辺りで、近くも同じような状態で耕作をしている方もおいでになります。

20 日の日に会長・事務局と一緒に現地調査をして参りましたけれども、葱だとか耕作しているような残せきと言うか残骸が有りましたけれど、鋤で耕せるような面積ですので、特に問題ないと思います。

よろしくご審議お願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長  
事 務 局

続きまして、申請番号 2 について事務局に説明を求めます。

申請番号 2、議案書の 1 ページ、4 ページの地図と 5 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は田で面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇に向かって〇〇〇〇〇〇程先〇〇になります。

譲渡人は、相続により本件土地を取得しましたが、現在は県外に住んでおり管理が難しい事から、申請地と隣接している譲受人へ売買するものです。

譲受人は、県外からの移住者で数年前に今の住居を購入し住んでおります。

今後、妻と二人で露地野菜の栽培を計画しております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長  
原 委員

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の原泉委員をお願いします。

今月の 20 日の日に火曜日ですね。

9 時ごろから会長さん事務局と私の 4 人で立会を行いました。

農地法第 3 条の規定による許可申請であって、実は〇〇さん、一寸字が「〇〇〇〇」と読みます。

譲渡人〇〇〇〇それから譲受人〇〇〇〇さん、〇〇さんが〇〇歳、〇〇〇〇さんが〇〇歳、許可を受けようとする土地は、〇〇〇〇氏自身の家の直ぐ北に有って、登記上は田、現況は畑で有ります。

面積は〇〇㎡、今回の〇〇さんとは直接会う事は出来ませんでした。

譲渡人の〇〇さんは〇〇を出て〇〇で生計を立てています。

今自宅には妹さんが住んでおって、妹さんが〇〇さんから一寸野菜を作りたいので畑を貸してもらいたいと、こんな話が発端で譲渡まで行くような話に発展したようであります。

〇〇〇〇さんは、5 年程前に売りに出ている家を購入して、この〇〇〇〇の住民になりました。

〇さんと〇〇さん〇〇で暮らしておりまして、周りの人から話を聞く  
ととても明るくて、積極的ですよと言うような評価をしております。

権利取得後に備えて耕運機も買って、田圃も二ヶ所程借りる事になっ  
て、米作りに精を出したいと、そんなような話です。

〇〇さんの〇〇歳と言う歳は、この〇〇〇〇〇〇における、年齢的にはか  
なり若い方で、非常に〇〇〇にとっても良い方がお出でになったと、そん  
なような歓迎をしているようです。

別に問題は無いようです。

一つよろしく申し上げます。

それから、土地の譲渡の金額なのですが、一応〇〇〇〇と云う話を聞いて  
います。

以上です。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

三枝委員。

三枝委員

〇〇さんの家はどこですか。

原 委員

4 ページの地図を一寸見て頂きたいのですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
と大きい字で有るのですが、その前の方に〇〇〇〇さんと読めますよ  
ね、この方から家を買ったのですね、この正明さんと言う方は〇〇の方に  
移りました関係で家を処分します、その処分を縁が有って〇〇さんが購  
入したと言う経緯が有ります。

同じ地図の畑の斜線の下に〇〇〇〇と有るのですが、この土地自体が  
今回の土地になります。

〇〇㎡と言う事ですね、〇〇〇〇さんと言う方は〇〇〇〇さんのお父  
さんです。

お父さんから相続をされたと言う事になります。

議 長

他に有りますか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。







月〇〇日の許可で宅地です。

現地を確認し転用証明書を発行致しました。

以以上、報告致します。

議 長 この件について何かございますか。

山田委員。

山田委員 これは大分前に家が建っているのだけれども、今証明というのは何。

事務局 家を建てたという証明です。

山田委員 もうとっくに建っているのだけれども、10年位経っているのだけれどももっと前に。

事務局 いろいろ事情が有って、〇〇さんの都合で大分遅れたという事です。

山田委員 こういう確認証明書と言うのは、何のために必要なのか、あるいはこれは転用した以上出さなければいけないものなの、これは期限というのはないのですか。

平山委員 本来だったら許可が出たら直ぐに提出しなければいけないのですが、その途中でまだ資金的な事だとかで、出さない場合も有るのです。

その場合、本当は返却しなければいけないのだけれども、まだ何れかと言う事で返却しないでおいて、10年後だとかに建てた例は有ります。

確認証明と言うのは、登記をするには農業委員会の確認の証明書が無いと登記が出来ないので、そのための証明。

山田委員 そのために証明は必要なのか。

分かりました。

議 長 他にございますか。

無いようですので、承認頂いたものと致します。

#### 日程第4 その他

議 長 日程第4、その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですから、事務局より何かございますか。

事務局 来月の総会なのですが、終わりましたら研修会の方を3時頃から始めたいと思いますので、ご承知おき下さい。

議 長 本日の総会は以上となります。

本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

議長 職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和7年第5回大月市農業委員会総会を閉会致します。

ご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和7年5月23日

議事録署名委員と共に署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和7年  
第5回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会